

(四)

團結権・罷業権獲得闘争大闘する件

関東電気労働組合提案

金融恐慌の影響を受けて大企業が「資本家階級」の貢献者階級化・轉化し、資本の一時的小康を得んとするため、工場閉鎖、経営縮減と断行し、産業の合理化による裁員、賃銀削減下、労働階層は長年より強制的に來り、かかる資本の狂暴化による過度的剥削元から、全労働大眾は全國一齊に嘆起した。その具体的な現状は、工代、工食、運動上など、大衆の人々が何よりも改善である。

この点から、門禁の打破、集会・結社の自由、金労働階級の生活を擁護するべく、労働階級・生活保護のため而死的門禁も、泥靴と階級の實力の彈壓等を以つて完全に蹂躪され、労働者たる者たる事の不可能の場合は國庫。

二、最低賃銀法の即時制定
 資本家並に政府の全額負担。休業手当日取扱百分六十六。治療並に薬酒の全額支給。休業日数及せ零西治癒費に一切の制限を加へること。適用範囲(一切の雇用労働者並に年收入三百圓以下の俸給生活者、但し失業者を含む)給付範囲は一切の疾病。

三、健康保険法の改正
 本家並の不平等の場合は國庫。

五、婦人青少年労働者保護法の制定

満十八才未滿の男女労働者は六時間労働たること。満十四才未滿の幼年労働禁止。寄宿舎設備費用の資本家全額負擔と完全なる自主獲得。徒弟制度の廢止。除隊後の復職要求・入宮中の貸銀全額支拂。

産前産後各八週間、月經時三日休養と手当並びに授乳時間の休養。深夜業の即時禁止。有害危険坑内労働の禁止。監獄的寄宿制度、年期制度、前借制度の撤廃。罰金制度の撤廃。資本家負擔による完全なる授乳及び託児設備の設置。

(以上)